

継続検査申請のご案内

継続検査を申請する場合（自動車検査証の有効期間満了後も引き続き、その軽自動車を使用する時）は、最寄りの軽自動車検査協会に自動車を持ち込み、検査を受けてください。
保安基準適合証の提出がある場合は、自動車を持ち込む必要はありません。

◆必要な書類などは、次のとおりです。

1	継続検査申請書(OCRシート) 軽第3号様式または軽専用3号様式	使用者の押印(個人の場合は認印、法人の場合は代表者印)または署名が必要です。
2	自動車検査証(車検証)	注)平成17年2月1日から平成20年1月31日までの間、自動車検査証に預託済証明印の押印が必要となります。 預託済証明印は、(財)自動車リサイクル促進センターが実務を委託した当協会事務所構内または近傍の団体の「預託証明窓口」において、リサイクル料金の収納が確認された場合押印されます。 リサイクル料金の収納等は「預託証明窓口」で手続きすることができます。
3	自動車損害賠償責任保険(共済)証明書	更新された有効期間が満了する日までの期間の全部を重複するものがが必要です。
4	点検整備記録簿	車検時期に実施すべき定期点検の記録簿の 掲示が必要です。
5	軽自動車税納税証明書	
6	保安基準適合証	指定自動車整備事業者から交付を受けた場合必要です。
7	自動車重量税納付書	自家用は8,800円、事業用は5,600円です。
8	軽自動車検査票	当協会に用意してあります。

注) 自動車リサイクル法に基づき、検査時等にリサイクル料金の預託の有無が確認されることとなります(預託確認)。

◆手数料(平成17年1月現在)

保安基準適合証の 掲出がある自動車並びに限定自動車検査証および限定保安基準適合証の 掲出がある自動車	1両につき	1,100円
限定自動車検査証の 掲出がある自動車(限定保安基準適合証の 掲出がない自動車)	1両につき	1,200円
その他の自動車	1両につき	1,400円

詳しくは受検される事務所または支所にお問い合わせください。

申請書などの記入例

自動車重量税納付書

申請年月日を記入してください。

自動車検査証の氏名または名称および住所を記入してください。

自動車重量税納付書(検査対象軽自動車)

自動車検査証の該当欄から記入してください。

該当する方へ「✓」を記入してください。

印紙税額を記入してください。

納付印紙税額は、自家用8,800円、事業用5,600円です。

受検者または事業者の氏名または名称、連絡先を記入してください。

軽自動車検査票(持込検査に必要です)

検査年月日を記入してください。

自動車検査証の該当欄から記入してください。